

つちはし事務所通信

7

July
2020



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2020年7月1日

重要

標準報酬月額の特例改定について

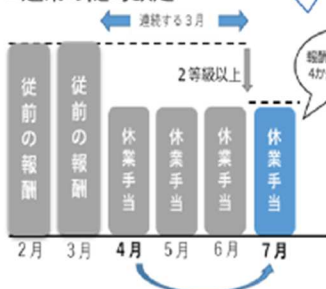
新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**となりました。

例えば4月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

★申請手続きについての詳細に関しましては、いくつか注意点などもございます。お早目につちはし事務所までご相談ください。

■通常の随時改定



■今回の特例改定



対象となる方

標準報酬月額の特例改定は、次のすべてに該当する方が対象となります。

- ★新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより令和2年4月から7月までの間に報酬が著しく低下した月が生じた方
- ★著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上下がった方
 - ※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- ★本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
 - ※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）
 - ※ 本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

対象となる保険料

- ★令和2年4月から7月までの間に、休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象となります。
 - ※ 令和3年1月末日までに届出があったものが対象で、それまでの間は遡及して申請が可能です。給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかな提出が求められます。



厚生労働省

第二次補正予算成立で拡充された新型コロナウイルス感染症に関連する助成金

新型コロナウイルス感染症の影響は、日を迫うごとに大きくなっています。特に緊急事態宣言による自粛は経済に大きな影を落とし、雇用を維持していくことに危機感が漂っています。そのため、政府は新型コロナウイルス感染症対策として第二次補正予算を組み、執行しています。この第二次補正予算に組み込まれ、拡充された助成金の概要を取り上げておきましょう。

★1.雇用調整助成金の拡充

雇用調整助成金は、事業活動の縮小に伴い、従業員を一時的に休業させるとき等に支給される助成金であり、新型コロナウイルス感染症の対応において、これまで何度も制度の変更が行われてきました。そして今回、もっとも見直し要望が強かった **1日あたりの上限額が 8,330 円から 15,000 円に引き上げられました。**

併せて解雇等をせずに雇用の維持に努めた中小企業事業主に対する助成率が **10分の9から、10分の10(100%)に引き上げられました。**

その他、2020年4月1日から6月30日となっていた緊急対応期間が、9月30日まで延長され、この期間を1日でも含む判定基礎期間について上限額および助成率の引き上げが行われます。

★2.小学校休業等対応助成金の拡充

新型コロナウイルス感染症で小学校等が休業となることに伴い、子どもの世話をする必要のある従業員に対し、特別有給休暇を取得させた事業主には小学校休業等対応助成金が支給されます。この助成金も、**1日あたりの上限額が 8,330 円から 15,000 円に引き上げられました。**対象は4月1日から9月30日までに取得させた休暇です。



★3.妊婦に対する休暇支援助成金の創設

新型コロナウイルス感染症により、妊娠中の女性が肺炎にかかった時には重症化するおそれがあります。そのため、**母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の従業員に特別有給休暇を取得させる事業主に対する助成金が創設**されました。この助成金は、両立支援等助成金のひとつであり、**対象労働者1人あたり合計5日以上20日未満の休暇を取得させるときは25万円が支給され、以降20日の休暇を取得させるごとに15万円が加算されます(上限額:100万円)。**



★4.介護する従業員に対する休暇支援助成金の創設

新型コロナウイルス感染症により、従業員の家族が利用している介護サービスも停止されることがあります。そのため、家族の介護を行う従業員に対し、**育児・介護休業法の介護休業とは別に、特別有給休暇を取得させる中小企業事業主に対する助成金が創設**されました。

この助成金も上の3.と同様、両立支援等助成金のひとつのコースであり、**対象労働者1人あたり合計5日以上10日未満の休暇を取得させる時は20万円が支給され、合計10日以上**の休暇を取得させる時には**35万円が支給額**となります。

あしがき◆つちはし事務所より

☆今月の事務所通信も、新型コロナウイルス感染症に関連する話題です。1つは社会保険料の特例月額変更。通常は3か月の平均額で改定する社会保険料を、コロナの影響に限り1ヵ月で保険料を改定しようという特例。7月には通常の算定基礎届もありますので、事務手続きについては混乱しないようお気を付けください。

☆もう1つの話題は、第二次補正予算成立で拡充された新型コロナウイルス感染症に関連する助成金について。話題の雇用調整助成金は上限額も上がってさらに使いやすくなりました。特例の期間も9月末まで延長されましたので、阿波踊りが中止になった影響等で夏の休業を考えている事業所様は、早めにご相談ください。

☆これ以外に、コロナ関係で退職を余儀なくされた離職者には失業手当の給付日数を延長する取り扱いも始まっています。コロナの影響で退職を余儀なくされた離職者については、その理由をつちはし事務所までご連絡お願いいたします。

